

例 言

1. 本書は、銚子市の文化財を保存・活用するために、文化財保護法第183条の3に基づく文化財保存活用地域計画として、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年3月）に基づいて作成しました。
2. 地域計画の作成にあたって、平成31（令和元）年度は文化庁「文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）」を、令和2年度は文化庁「文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業（地域計画等）」の補助を受けました。
3. 本地域計画の執筆及び編集は、銚子市教育委員会社会教育課文化財・ジオパーク室が行いました。
4. 本計画の作成にあたり、文化庁地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ、千葉県教育委員会教育振興部文化財課から指導・助言をいただきました。また多くの関係者や関係機関、市民の皆さまから多大なるご協力を賜わり、ここに記して謝意を表します。